

特定事業所集中減算に関する Q & A

平成30年8月1日現在

①「特定事業所集中減算に係る届出書」(以下、「届出書」という。)について、80%を超えていても、正当な理由に該当すれば提出する必要はないのか。

答

正当な理由に該当していても、いずれかのサービスで80%を超えていれば、届出書の提出が必要です。

②居宅サービス計画作成期間が6月に満たない事業所も、特定事業所集中減算の算定対象となるのか。

答

6月に満たない事業所についても、算定対象となります。

③事業所を休止している場合でも届出書の作成(提出)が必要か。

答

休止中の事業所であっても、判定期間内に1月でも給付管理実績がある場合は届出書の作成は必要です。また、特定の事業所に80%を超えて集中した場合は、届出書の提出も必要となります。

④居宅サービス計画数の計算の中に、受託して作成した介護予防支援計画の数は含むのか。

答

特定事業所集中減算の居宅サービス計画数には、介護予防支援計画の数は含みません。

⑤居宅サービス計画数とは、給付管理を行った数なのか。結果的にサービスを実施せず、居宅介護支援費が発生していない計画数も含めるのか。

答

サービスを実施しなかった場合には、そのサービスに係るものは居宅サービス計画数から除きます。

なお、2種類のサービスを計画し、1種類しかサービスを実施しなかった場合には、実施していないサービスについては居宅サービス計画数から除きます。

⑥利用者が2ヶ所の訪問介護事業所からサービスを受けている場合は、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は2となるのか。

答

複数の訪問介護事業所からサービスを受けている場合でも、訪問介護が位置付けられたケアプラン数としては、利用者1人につき1件となります。

⑦同一法人の運営する2つの事業所に紹介した場合は、2件とカウントするのか。

答

同一の利用者（同一の居宅サービス計画）の中で、同じ法人の運営する2つの事業所に紹介した場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は、1件となります。

⑧月途中で居宅介護支援事業所を変更した場合の取扱いは。

答

変更前、変更後のそれぞれの居宅介護支援事業所のケアプランに基づいてサービスが実施されていれば、それぞれについて件数をカウントします。

⑨区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることになるが、この場合何月分の件数としてカウントすればよいか。

答

サービスを提供した月でカウントしてください。

⑩特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

答

同一法人格を有する法人単位で判断してください。

⑪通院等乗降介助を位置付けた計画も集中減算の対象となるのか。

答

対象となります。

⑫紹介率最高法人の割合を計算したところ、79.98…%だった場合は減算に該当するのか。

答

小数点以下を四捨五入すると80%となりますが、この場合は端数処理を行わず、小数点第2位以下を切り捨てて、79.9%と記入してください。減算には該当しません。

なお、ちょうど80%であった場合についても、減算には該当しません。

⑬同様に、80.02…%だった場合は減算に該当するのか。

答

この場合は80%を超えていることとなりますので、減算に該当します。このような場合は確認のため80.02%と小数点第2位まで記載してください。

⑭紹介率最高法人が、月によって違う場合はどうすればよいか。

答

紹介率最高法人の判断は、判定期間の6ヶ月間の全体で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等のそれぞれのサービス毎に判断します。

従って、届出書には、判定期間全体で判断した紹介率最高法人について記載しますので、その法人の紹介率が毎月、最高であるとは限りません。

⑮紹介率最高法人が同率で複数ある場合、届出書にはどのように記載すればよいのか。

答

同率で紹介率最高法人となった法人をすべて記載してください。届出書に書ききれない場合は必要に応じて別紙などを添付してください。

⑯減算しなければならないことになった場合、通知など連絡はあるのか。

答

正当な理由なく訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与及び地域密着型通所介護のいずれかのサービスで80%を超えていた場合には減算の適用となります。この場合には改めて通知などはしません。

また適用期間における減算については、次の①～③のケースに該当する場合は届出書と併せて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表（居宅サービス用）」を提出してください。

- ① 平成30年4月から減算となっていたが、平成30年10月から減算とならない場合
- ② 平成30年4月から減算となっていなかったが、平成30年10月から減算となる場合
- ③ 新規の事業所で、平成30年10月1日から新たに減算となる事業所
(例：平成30年6月1日に新規指定された事業所であつ減算となる事業所)

⑰運営規程に定める通常の事業の実施地域内に、サービス事業所が5事業所以上所在しているが、受け入れ可能な事業所が5事業所未満である場合、正当な理由に該当するか。

答

運営規程に定める通常の事業の実施地域内に所在する事業所数に基づき判断するので、受け入れ可能な事業所数が5事業所未満であることをもって正当な理由とすることはできません。

⑱適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案しているとは。

答

居宅介護支援の基本方針、運営基準の「基本取扱い方針、具体的取扱い方針」に沿った取扱いの中で行われたものであることです。

公正中立を損なうような、特定の事業所を強要したもの、また、誘導したものではなく適切なアセスメントにより必要性が導かれていることが要件となります。

②③利用者の希望を勘案している場合には、「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」（以下、「確認書」という。）は必ず作成しないといけないのか。

答

80%を超える可能性があるサービスで、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合は作成する必要があります。

なお、80%を超えていても、当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件未満である場合など、その他の正当な理由にも該当している場合には作成の必要はありません。

②④平成27年度前期分までの特定事業所集中減算で「特定事業所集中減算に係る正当な理由の点検表」（以下、「正当な理由の点検表」という）を既に作成している場合、確認書は作成する必要があるのか。

答

正当な理由の点検表を作成している場合であっても、平成27年度後期分以降の特定事業所集中減算では、確認書は改めて作成する必要があります。なお、正当な理由の点検表は平成27年度前期分をもって廃止しました。

②⑤今後、確認書はいつ作成すればよいのか。

答

80%を超える可能性があるサービスで、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合、利用者が事業所を選択する際に確認書を作成してください。

②⑥確認書に記載する説明内容や希望の内容はいつの時点のものを記載するのか。

答

居宅サービス計画を新規に作成する場合や変更する場合のほか、サービスの種別や事業所を変更する場合にも説明や希望の聴取を行う必要があることから、これらを行った直近の情報を記載してください。

②⑧確認書について、前回説明時と事業所等の変更がない場合であっても、要介護認定の更新などケアプラン変更時には再度作成する必要があるのか。

答

80%を超えて特定の法人に集中する可能性があるサービスについては、サービスの種別や事業所を変更しない場合であっても、要介護認定の更新などケアプランの変更（軽微な変更にあたるものは除く。）があった場合には、再度確認書を作成してください。

⑳既にサービスを利用中の利用者の確認書を作成するにあたって、「これまでもその事業所を利用しているから」ということを、『5. 利用者が特定の事業所等でのサービスを希望した理由』としてよいのか。

答

認められません。既にサービスを利用中の利用者については、もともと利用者がどのような理由でその事業所を選択したかを具体的に記載してください。

㉑既にサービスを利用中の利用者の確認書を作成する場合、『6. 説明日及び説明者氏名』の欄の日付は当初説明した日を記載すべきなのか、それとも、今回の確認書を作成するにあたって再度説明した日を記載すべきなのか。

答

既にサービスを利用中の利用者についても、今回説明した日を記載してください。なお、当初の説明日については、可能な範囲で補記しておいてください。

㉒確認書の『7. 利用者記載欄』について、利用者自身の署名が難しく、代理で署名する家族もいない場合はどのように記載すればよいのか。

答

代理で署名する家族がいない等のやむを得ない場合には、家族以外の利用者の代理の方が、本人に確認の上で署名していただくことで差支えありません。

㉓「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことを正当な理由とする場合、厚生労働省通知の例示にある地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けなければならないのか。

答

確認書を作成していれば、地域ケア会議等に利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受ける必要はありません。

㉔地域ケア会議等に利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受ける場合、確認書の作成は不要か。

答

地域ケア会議等に利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けるか否かに関わらず、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合には作成が必要です。

※ 問⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔は、削除する。